

令和6年度酒田市交通安全対策会議議事録（概要）

（敬称略）

会議の名称	酒田市交通安全対策会議
開催日時	令和6年6月3日 午後2時～3時00分
場 所	703会議室
出席者	<p>【委員】 酒田副市長 安川 智之 国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所 道路管理課長 高橋 信也 国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所酒田国道維持出張所 所長 根本 勇一 山形県庄内総合支庁総務企画部 防災安全室長 高橋 耕平 山形県庄内総合支庁建設部 道路計画課課長補佐 生方 昌樹 酒田警察署 交通課長 竹岡 史敏 酒田市健康福祉部 こども未来課長 阿部 美穂 酒田市建設部 土木課長 堀 伸一 酒田市教育委員会教育次長 堀賀 泉 酒田地区広域行政組合消防長 齊藤 正晴 酒田市市民部長 村上 祐美</p> <p>【特別委員】 東日本旅客鉄道(株)酒田保線技術センター 副長 佐々木 雄太 東日本高速道路(株)東北支社鶴岡管理事務所 所長 横田 武</p> <p>【参与】 酒田地区交通安全協会会長 堀 豊明 酒田市交通指導員会会長 本間 八四男</p> <p>【事務局】 酒田市まちづくり推進課長 釵持 ゆき 酒田市まちづくり推進課 市民相談室長 鈴木 亨 酒田市まちづくり推進課 市民相談室 主事 川村 美佳</p>
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 令和5年度酒田市交通安全事業の実施状況 ・資料2 令和5年度交通安全事業の実施状況及び 令和6年度交通安全事業の実施計画について（道路関係） ・資料3 令和6年度酒田市交通安全実施計画（案） ・参考資料 第11次酒田市交通安全計画
<p>【司会進行】 事務局（まちづくり推進課市民相談室長 鈴木）</p>	

1 開会

2 委嘱状交付

3 会長あいさつ（副市長）

4 報告

（1）令和5年度酒田市交通安全事業の実施状況について

①酒田市市民部（市民部長）

○令和5年度の交通安全教室について

まちづくり推進課の交通安全専門指導員3名、13学区の交通指導員33名がそれぞれ地域や学校からの依頼に応じて交通安全教室を実施した。

幼 児：113回、延べ4,540人

小学生：専門指導員派遣分：23回、児童参加延べ人数1,439人

交通指導員派遣分：6回、児童参加延べ人数は504人

高齢者：11回、延べ187人に対して実施

その他にも、障がい者の方や、技能実習生の外国人の方などに、各層に合った内容の交通安全教室を実施している。

○令和5年度における免許返納支援事業における支援実績

酒田市の運転免許の自主返納者に対する支援策は、引き続き以下の3つ

- ・返納時にタクシー券5千円相当額交付（返納時1回限り）
- ・運転経歴証明書交付手数料（1,100円）を市が負担
- ・運転経歴証明書を提示による、るんるんバス、デマンドタクシー使用料の100円引き

酒田市内の免許返納者数は、令和元年度の617件をピークにここ3年は減少傾向でしたが、令和5年度は480人と微増となっております。

令和5年度の運転経歴証明書提示によるバスやデマンドタクシーの割引実績については、バスでの利用件数は10,683件、デマンドタクシーでの利用件数は718件。

②酒田市教育委員会（教育次長）

通学路の安全確保に向けた関係機関との連携を図るため、通学路安全推進会議を設置し、通学路の危険箇所点検や、意見交換を行っている。昨年度は、18校から47ヶ所あった意見・要望について、対応を検討した。このうち、6校から意見のあった6ヶ所については、関係機関が合同で危険個所の点検を実施した。合同点検を実施した箇所については、点検後、関係機関から改善等を行っている。改善例の一例として、坂野辺新田地内のグリーンベルトの延長と外側線の引き直しや市条地内の路面標示を実施している。合同点検を実施しなかった箇所については、事前の打ち合わせのなかで対応を協議し、改善を図った。

今年度も引き続き、各小学校へ危険個所の確認・報告をお願いし、関係機関による合同

点検を実施する。すでに報告のあった危険箇所については、庄内教育事務所にも報告済みです。関係機関の皆さまには引き続き、ご協力をお願いしたい。

(2) 令和5年度交通安全事業の実施状況 及び

令和6年度交通安全事業の実施計画について（道路関係）

① 酒田市建設部

○令和5年度交通安全事業として、以下の事業を実施した。

- ・区画線 外側線・中心線・ドットライン合計 8,699m更新
- ・転落防止柵 124m更新
- ・ガードレール 365m更新
- ・道路反射鏡（カーブミラー） 設置数9基（新設・更新合わせて）
反射鏡のみ更新 31枚
- ・道路照明灯 更新（LED化）23基
- ・道路改良 東泉町三丁目四丁目線の歩車道段差解消、歩道拡幅

○令和6年度交通安全事業の実施計画として、以下の事業を実施予定。

- ・区画線（更新） 外側線、中心線 L=7,770m ※ 酒田市一円
- ・防護柵（転落防止柵） L=169m ※ 上本町地内
- ・道路照明灯 更新（LED化） 水銀灯等の消灯を確認次第、新規LED照明灯に更新
※酒田市一円
- ・その他 令和6年度に実施される予定の通学路合同点検、各種交通安全要望等での危険箇所についても、必要な安全対策を実施する。

② 庄内総合支庁建設部

○令和5年度交通安全事業として、以下の事業を実施した。

①交通安全施設等整備実績

- ・円能寺砂越停車場線（酒田市中野俣） 幅広路肩整備 L= 300m
- ・県管理道路 酒田市内 中心線、外側線、ドットライン等 区画線引き直し L≒40 km

②交通安全対策実績

- ・酒田港線（酒田市東泉町） ボラード設置 1式 路面標示 1式
- ・酒田港線（酒田市幸町） 路面標示 1式
- ・345号（酒田市市条） 路面標示 1式

○令和6年度交通安全事業の実施計画として、以下の事業を実施予定。

① 交通安全施設等整備計画

- ・112号（酒田市本町） 歩道整備（無電柱化） 測量設計 L= 160 m
- ・県管理道路（酒田市内） 中心線、外側線、ドットライン等 区画線引き直し L≒40 km

② 交通安全対策計画

今のところ無いが、今後の通学路の合同点検の結果を踏まえ、検討する。

③ 東北地方整備局酒田河川国道事務所

令和5年度交通安全対策として以下の事業を実施

- ①国道7号 福岡交差点改良事業（酒田市広野福岡 地内）
- ②国道7号 興屋地区事故対策事業（酒田市広野 地内）
- ③区画線更新（国道7号、 国道47号）

事故対策のため、付加車線の整備・視認性向上のためのカラー舗装等により、交差点改良を実施した。また、場所によって、塩害による防雪柵の破損が激しい箇所があるため、更新等を行い交通事故の削減・交通の円滑化を図った。

【令和6年度予定 交通安全対策】

以下の事業について、令和4年度に引き続いて、継続して実施する。

- ①国道7号 福岡交差点改良事業（酒田市広野福岡 地内）
- ②国道7号 興屋地区事故対策事業（酒田市広野 地内）
- ③区画線更新（国道7号、 国道47号）

5 協議

(1) 令和6年度酒田市交通安全実施計画（案）について

●事務局説明（まちづくり推進課長）

この実施計画は、第11次酒田市交通安全計画の方針に従い、より実効性のある計画とするために、令和6年度の本市における陸上交通の安全に関し、市及び関係機関・団体が講ずべき施策を総合的に定めようとするもの。関係機関・団体のそれぞれの活動を尊重しながらも、緊密な連携を図っていききたい。よろしくお願い申し上げます。

1. 市内交通事故発生状況

発生件数 203件（前年比20件減）

死者数 1人（前年比2人減）

死傷者数 239人（前年比24人減）

重傷者数 23人（前年比±0人）

第11次酒田市交通安全計画における目標については、次の2つ

- ・24時間死者数 令和7年までに年間2人以下
- ・交通事故重傷者数 令和7年までに年間22人以下

令和5年については、24時間死者数は、1人、年間重傷者数は23人で、年間重傷者数のみ未達成となった。

2. 交通死亡事故

令和5年中の酒田市内における交通死亡事故は、1件。3月に、門田地内にて、地内の市道から直線道路に進入しようとした車が一時停止で止まらず、余目方面から直線道路を進行中の自動車と出合い頭に衝突したもの。直線道路を進行してきた車が、前方左側

にある電柱に衝突し、後部座席にチャイルドシートをしめて同乗していた男児が死亡しています。

第1節 道路交通安全についての対策

道路交通の安全について、第11次酒田市交通安全計画では交通事故防止対策として6つの柱を掲げている。

【第1の柱】交通安全思想の普及徹底

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

幼児から高齢者、障がい者や外国人の方など、市民各層に対しての交通安全教室を開催し、交通安全教育を推進する。

高齢者の交通安全教室では、引き続き、歩行時の事故防止だけでなく、運転時の事故防止も力を入れ、事故発生要因の解説、危険予測（かもしれない運転）トレーニングや危険回避を指導内容に盛り込む。

障がい者の方への交通安全教育室においては、支援学校や施設など対象者の状況に応じた内容を工夫し、きめ細かく分かりやすい説明を心がけて実施する。

外国人に対する交通安全教育においては、基本的な交通安全のルールについて、母国との違いを分かりやすく説明し、国内の交通ルールの周知を図る。

(2) 効果的な交通安全教育の推進

交通安全教育の指導を行う交通安全専門指導員や、交通指導員にも研修を実施し、指導者として資質の向上を図る。また、交通安全教室の際には、地域の実情や、受講者の層にあった指導内容で実施し、より効果的な交通安全教育を推進する。

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

本市の事故防止広報重点項目としての以下の3つを掲げ、啓発活動に取り組み、市民の交通安全意識向上に努める。

(1) スマートドライバー宣言！もっけだの～五則（ドライバー向け）

(2) スマート歩行者プロジェクト（歩行者向け）

(3) 「歩行者に日本一やさしい山形県」の実現（歩行者保護意識の浸透）

交通安全運動の推進につきましては、各季の運動期間中、各関係機関・団体と、啓発・立哨活動を積極的に展開する。

「横断歩行者の安全確保」として、交通ルールの再認識と歩行者優先、シートベルト全席着用及びチャイルドシートの正しい着用等を周知・啓発する。

(5) 飲酒運転の撲滅

飲酒運転は、第11次計画でも取り組みの強化を重点項目としており、飲酒運転は悪質な犯罪であることを周知し、市民総ぐるみで飲酒運転撲滅に取り組む。

(6) 自転車の安全利用の推進

令和2年7月1日からは自転車保険の加入が義務化された。市内の各高等学校では100%だが、引き続き、啓発活動に努め、未加入の層への保険加入を促進していく。

令和5年4月1日より、自転車乗車時のヘルメットの着用が努力義務化されたことについて、引き続き、交通安全教室や各種啓発活動時等にて周知徹底を図る。

【第2の柱】安全運転の確保

安全運転の確保には、各種啓発活動のほか、地域の実情に応じた効果的な交通安全教室の実施と、受講者の増加を図ることが重要になる。より多くの方に交通安全教室を受講してもらえよう、市の出前講座に掲載し、PRを図る。

また、高齢運転者対策として、運転免許の自主返納の周知を図る。ドライバーの方に対しては、事故の発生状況や交通ルールの解説、運転に自信がなくなった方などに対しては運転免許自主返納手続きや支援制度の説明を行うなど、必要な情報提供に努める。

【第3の柱】道路交通環境の整備

昨年から変更なし。今年度の整備計画についても、先ほど道路管理者様方にご説明いただいたとおり、引き続き、関係機関の皆さまと協力しながら、交通事故防止のための施策を実施する。

【第4の柱】救助・救急業務体制の整備

本年度より小学生を対象とした「ジュニア救命講習」を実施します。また、交通事故による被害を最小限にとどめるため、救助・救急体制の整備や、事故発生時の応急手当活動を充実させるための、AED 操作法などの心肺そ生に関する講習会を開催など、実施していただく予定である。

【第5の柱】交通事故被害者等の支援の推進

不幸にして事故に遭われた方に対しては、県交通事故相談所庄内支所による相談や、無料法律相談についての情報提供、交通遺児への支援制度の周知に努める。

【第6の柱】交通事故多発箇所の共同現場点検

交通事故に関する各種統計データを活用し、実態把握に努め、効果的な交通安全対策を推進する。また、重大事故などが発生した場合には、関係機関と合同で点検を実施し共通認識のもと、事故防止対策を推進する。

第2節 踏切道における交通安全対策

道路交通における交通の安全と同様に、踏切道利用者の安全・安心を確保するため、踏切保安設備等の整備を推進し、安全確保に努めるもの。前年度の計画内容を継続実施していく。

(意見・質問等)

○令和6年度の実施計画13ページの広域行政組合の方で実施している心肺蘇生等応急手当の普及活動の推進のところ、詳しい内容が書いてありましたので、その話をしていた

できればと思います。(市民部長)

→昨年と違うところとして、「ジュニア救命講習」を挙げております。これは、小学 5・6 年生を対象に、身近で大切な命を救うために何をしなければならないかということで、バイスタンダーと言いますが、小さいダミー人形を押してもらい、圧迫してもらって、感触を感じてもらおうという小学生を対象とした講習を行っております。この取り組みは、交通事故現場でもそうですし、救える命を救う為には何が必要かということを中心に小学生を対象に行っている事業となります。(広域行政組合消防長)

○令和 6 年度の実施計画 6 ページ自転車の安全利用の推進のところ、昨年 4 月に自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されたことについて、今日 NHK のウェブニュースでも記事が載っていました。山形県では、今年 4 月から 10 月 31 日までの期間、高校生を対象にヘルメット購入時の補助があると聞いております。いかに着用してもらえかが大事だろうと思っております。警察の方でもモデル校指定など啓発に取り組んでいるということでしたが、今後の予定などがあれば伺いたい。(市民部長)

→高校生に対するヘルメットの着用率の向上対策ということで、ヘルメット購入助成について、今年度高校生を対象にチラシ配布して、認識してもらっているところです。先日、酒田駅前では高校生のヘルメット着用普及及び任意保険加入を促す PR したところです。実際にヘルメットを被って通学されている方はまだ少なく、1 桁ぐらいしかいません。昨年と同じ時期には 1 人もいない状況でした。少しずつではありますが、通学でヘルメットを着用している方も見受けられるようになってきました。国道などを使用して通学されている方は、危険性を感じる場面も多いことから着用している方の割合が多いように見受けられます。また、高校生のヘルメット着用のモデル校を庄内地域にも増やしたいということで考えております。こういった活動を通して高校生、父兄、高齢者の方も含めて、ヘルメット着用の必要性を認識して、中学生のように普通に着用するような状況が広がってほしいと思っております。(庄内総合支庁総務企画部防災安全室長)

→自転車乗車時のヘルメット着用率向上ということで、酒田警察署での取り組みを説明いたします。今お話しありましたが、酒田地区にはモデル校はまだございません。色々な活動をしていく中で酒田西高校の方から高校生を中心とした啓発活動を行いたいと申し出がありまして、6 月 10 日から 3 日間、警察官、高校生、先生、PTA の保護者が連携して広報活動をしていきたいと考えております。酒田西高を皮切りに他の酒田地区の高校にも働きかけていきたいと考えております。県の自転車事故の割合を見ると、高校生が 27%、高齢者が 25%ということで、この 2 つで過半数を占めるということになっていきますので、まずは高校生の方から着用率をあげていきたいと考えております。(酒田警察署交通課長)

○仙台の県立高校では、校則でヘルメット着用を義務にしている。高校生もヘルメットを被らなかつたら大変なことになるので、被っている。そういう動きが多分全国でも少しずつ出てきていると思います。先程、モデル校の話がありましたが、モデル校が校則で定めるといことも考えられるが、善いか悪いか議論はあると思うが各高校の判断になると思われる。(副市長)

○先般、県民の歩みの中で村山産業高校の記事が載っておりましたが、まずは写真を見て頂きたくて掲載している。よく県や市ですと購入してもらって、後で補助金を支給するので申請してもらおうという仕組みとなるが、今回学校の先生を通して販売店で2千円引きにするとする取り組みは大変すばらしいと感じております。先日の土曜日にサイクリングをしている親子を見たが、子供はヘルメットを被っているが、親は被ってない。その時事故に遭った場合、ヘルメットを被っている子供は助かるが、親は助からない。その後、助かった子供は路頭に迷ってしまう。そういったこともあるということも考えていかなければならない。自転車に乗る際は、大人も子供も高齢者もみんなヘルメットを被るというようになってもらいたいと考えている（酒田地区交通安全協会会長）

○以上、協議終了。

令和6年度酒田市交通安全実施計画（案）→承認。

6 その他

○報告事項のところでは色んな対策をしていると認識しているが、4月、9月の交通安全週間時に国道沿いガーデンパレスみずほがある交差点で、立哨指導を行うのだが、北進、南進する車が多く事故が起きる危険性が非常に高いと思われます。ぜひ、いろんな点から幅広く見て頂いて、事故が起こる前に予想される場所は車止めなどの手当てをしていただければありがたいと思います。（酒田地区交通安全協会会長）

7 閉会